

日本臓器移植ネットワーク（JOT）の対応誤りについて（報告）

（概要）

- 平成 26 年 11 月 15 日（土）の脳死下臓器提供事例において、JOT による腎臓移植のレシピエント候補者に対する意思確認が一部ルール通りに行われていなかった。

（具体的内容）

- ・ 腓腎同時移植の希望者は、腎臓のみの移植の希望者と同じリストにも登録され、腎臓のみの移植の希望者として意思を確認することとされており、本事例（腓臓の提供は断念）では、腓腎同時移植の希望者であってもすべて腎臓のみの移植の希望者として意思確認が必要であったが、実際には、腎臓のみの意思確認の対象からは外される形となっていた。
- * なお、上記誤りが、後順位の希望者への腎臓移植手術開始後に判明したため、急遽、移植希望施設の担当医師経由で本来意思確認すべきであった希望者に連絡をしたところ、本人としては意思確認をされても辞退するような状況であったことが確認されたため、結果的には、優先されるべき方に移植が行われないような事態にはなっていない。

（原因のポイント）

- ・ JOT 内部で情報をダブルチェックする体制の不備、コーディネーターの選定ルールに係る知識不足、等

（再発防止策のポイント）

- ・ 個別事例における意思確認手続の複数担当者によるフォロー、業務基準書への反映、コーディネーターの教育研修体制の整備、等

（これまでの対応）

- 12 月 15 日（月）に開催された脳死下臓器提供事例検証会議に報告（既に公表済）。 主な指摘事項は次のとおり。
- ・ 日本臓器移植ネットワークにおいては、今回示された再発防止策の具体化を迅速に進めるべき。特に、複数の臓器にまたがるルールの確

認等について業務基準書に反映させて、現場の担当者が混乱しないような体制を作るべき。

- ・ 今回のような場合、既に本人が移植を希望しても移植手術ができないような状況になった時点で意思確認の趣旨の連絡をするのは不適切。むしろ、プロセスの誤りがあったことを率直に謝罪する、しかもそのタイミングは主治医と相談した上で決定する形にすべき。

(今後の対応：通知の発出と今後のフォローアップ)

- 上記検証会議における指摘も踏まえ、12月26日（金）に別添のとおり局長名の通知により指導を行った（*同日、JOTとしてもホームページに指導を受けた旨とお詫びを掲載した。）
- 今後、厚生労働省として、定期的に再発防止策の進捗をフォローしていくこととしている。

(別添)

健発 1226 第 1 号
平成 26 年 12 月 26 日

公益社団法人
日本臓器移植ネットワーク
理事長 野本 亀久雄 殿

厚生労働省健康局長

あっせん機関の業務の改善について（指示）

平成 26 年 12 月 15 日に開催された第 62 回脳死下での臓器提供事例に係る検証会議（以下「検証会議」という。）において、第 294 例目の脳死下臓器提供事例の対応の中で腎臓移植の希望者に対する意思確認のルールへの運用に一部誤りがあり、再発防止策の具体化を迅速に進めるべきとの評価がなされた。昨年 10 月に開催された第 52 回検証会議においても、あっせん業務の誤りについて指摘があり、同年 10 月 31 日付け当職通知に基づき貴法人において再発防止策を進めているところであるが、そのような中で本件事案が発生したことは極めて遺憾である。

移植医療を受ける機会の公平性の確保は、公的な臓器のあっせん業務の根幹に係わるものであることから、貴法人においては、臓器移植法及び関係法令等を遵守し、その趣旨を十分踏まえて業務を行う必要がある。そのような基本認識を再度徹底するとともに、国民の移植医療に対する信頼を損なうような事案が再び発生することのないよう、以下の措置を講じられたい。

記

- 1 本件事案に係るものを含め、あっせん業務における各種ルールの運用誤りを防止する観点から、貴法人が行うあっせん業務の全ての工程を再精査した上で、業務を処理する際の複数人によるチェック体制を確立し、業務基準書に的確に反映させること。
- 2 上記業務基準書の整備に加えて、あっせん業務を行う際に想定外の事態が生じた場合の緊急の意思決定に係るルールを策定し、役職員間での周知徹底を図ること。加えて、そのような緊急対応の必要性も踏まえ、貴法人としての組織

体制の強化に向けた検討を行うこと。

- 3 今後、本件事案のような運用誤りが発生しないよう、人員面での充実を図る観点から、臓器移植コーディネーターの教育研修体制を強化すること。また、予算の効率的な運用を図りつつ、コーディネーターの増員を進めること。
- 4 貴法人としての本件事案の再発防止及び機構改革に向けた基本的な考え方並びに上記1～3の取組に係る具体的な工程表を、理事会の承認を得た上で決定し、平成27年1月中には当職あて報告すること。
- 5 上記1～3の取組の進捗状況については、おおむね3ヶ月に1回、理事会の承認を得た上で当職あて報告すること。